

特別弔慰金の請求手続はお済ですか？

戦没者等のご遺族を対象に、特別弔慰金の受け付けが行われています。

今回の特別弔慰金は、平成17年3月31日までに公務扶助料、遺族年金等を受給していたご遺族（戦没者等の妻、父母等）が失権した場合に、残されたご遺族に特別弔慰金として、額面40万円、10年償還、無利子の国債が発行されます。

▽支給の対象者

特別弔慰金を受けることができるのは、主として次の戦没者死亡当時のご遺族のうち、次の順序に従って最も先の方一名です。

- (1) 平成17年4月1日までに遺族援護法による弔慰金を受けた方
 - (2) 戦没者の子
 - (3) 戦没者と生計関係を共にしていた①父母②孫③祖父母
 - (4) 兄弟姉妹（婚姻、養子縁組により平成17年4月1日現在、氏が変わっている方は該当しません。）
 - (5) 戦没者と生計関係が無かったか、または前記(3)に該当しなかった①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 前記(3)および(4)以外の三親等内親族（戦没者死亡まで引き続いて一年以上生計を共にしていた方に限ります。）
- ▽請求の期限
- 平成20年3月31日まで
（期限までに請求しませんと受給できなくなりますので、ご注意ください。）
- ▽必要書類
- 請求用紙、戸籍類、印鑑等
- ▽請求用紙
- 市役所1階（窓口20番）に備え付けています。
- ※支給条件、支給順位など詳しくは担当係までお問い合わせください。
- ▽受付・問合せ先
- 市役所社会福祉課社会援護係
☎（23）61111番
（内線2176）

1 路上駐車はやめてください。

路上に1台でも放置車両があると、その箇所の除雪ができなくなります。そのため車両走行の支障となり、交通事故や渋滞の原因にもなり大変危険です。

2 玄関先から道路へ出る間口は各家庭で。

一般道路の除雪を迅速に行うため、玄関先から道路までの間口の確保は、各家庭の皆さんにお願いいたします。

3 車道への雪出しはやめてください。

各家庭や企業の敷地内や玄関先の雪を車道に出すのはやめましょう。除雪の効果が少なくなり、事故の原因にもなるからです。

5つのお願い

4 歩車道上に物を置かないでください。

歩道は、子どもからお年寄りまでみんなが利用する道です。障害物の放置で歩道の除雪が不十分となり、車道を歩かざるをえないなど事故の原因にもなります。

5 深夜の除雪作業にご理解を。

交通等の支障を避けるため、交通量の少なくなる夜間や早朝に、除雪や排雪の作業を行うことがあります。騒音、振動でご迷惑をおかけしますがご協力ください。



除雪には皆様のご協力が必要です。

釧路開発建設部根室道路事務所・釧路土木現業所根室出張所・根室市・根室警察署